

確申用

所得税の確定申告書を提出する納税者用

平成 21 年度分

市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書記載要領

申告期限

平成21年
3月16日
まで

- ◆ 市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書は「年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用」と「所得税の確定申告書を提出する納税者用」の2種類あります。様式がそれぞれ異なりますのでご注意ください。
- ◆ この記載要領は、**所得税の確定申告書を提出する方用**です。
具体的な記載方法は裏面を参照してください。

◆ 郵送にてこの申告書が届いた方へ

前年度の課税内容から、市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象と思われる方にこの申告書を送付しております。住宅ローンの残高や所得税からの控除額によっては対象とならない場合があります。

市民税・県民税の住宅ローン控除は毎年申告が必要となります！

1. 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項

住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月日を記載してください。

(注) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

2. 市民税・県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

平成20年分の確定申告書のそれぞれの様式(A・B・B【分離課税用】)に記載した各項目欄の金額を申告書に当てはめて記載してください。

- ①…確定申告書Aの【㉒】の欄の金額
- 確定申告書Bの【㉓】の欄の金額
- 分離課税用の【㉔】の欄の金額

(注) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合において、平成19年以後に居住の用に供した家屋等に係る住宅借入金等を有するときは、これを除いて計算した金額を記載してください。

- ②…確定申告書Aの【㉕】の欄の金額
- 確定申告書Bの【㉖】の欄の金額
- 分離課税用の【㉗】の欄の金額
- ③…分離課税用の【㉘】の欄の金額
- ④…分離課税用の【㉙】の欄の金額

⑤・⑦…次の税額表により②・④の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

②・④の金額	⑤・⑦の金額
1,000円～3,299,000円	②・④×0.1
3,300,000円～8,999,000円	②・④×0.2 - 330,000円
9,000,000円～17,999,000円	②・④×0.3 - 1,230,000円
18,000,000円～	②・④×0.37 - 2,490,000円

⑥…次の税額表により③の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

③の金額	⑥の金額
1,000円～16,499,000円	③×0.1
16,500,000円～44,999,000円	③×0.2 - 1,650,000円
45,000,000円～89,999,000円	③×0.3 - 6,150,000円
90,000,000円～	③×0.37 - 12,450,000円

⑨…肉用牛の売却による農業所得があり、これについて租税特別措置法第25条第2項の規定の適用を受ける場合、免税対象飼育牛以外の肉用牛の売却による収入金額の5%相当額を記載してください。

- ⑩…分離課税用の【㉚】の欄の金額
- ⑪…分離課税用の【㉛】の欄の金額
- ⑫…分離課税用の【㉜】の欄の金額
- ⑬…分離課税用の【㉝】の欄の金額
- ⑭…国外から受ける利子、収益の分配、懸賞金付預金等の懸賞金等及び給付補てん金等がある場合には、これらの所得に係る所得税額の合計額を記載してください。

- ⑯…確定申告書Aの【㉞】の欄の金額
- 確定申告書Bの【㉟】の欄の金額
- 分離課税用の【㊱】の欄の金額
- ⑰…確定申告書Bの【㉡】の欄の金額
- 分離課税用の【㉢】の欄の金額
- ⑱…確定申告書Aの【㉣】の欄の金額
- 確定申告書Bの【㉤】の欄の金額
- 分離課税用の【㉥】の欄の金額

㉢…1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り捨ててください。
㉣…1円未満の端数がある場合は、1円未満の端数を切り上げてください。

申告書の提出方法 平成20年分所得税の**確定申告書**とともに**税務署**に提出してください。

提出期限 平成21年3月16日(月)

お問い合わせ先 市川市役所 市民税課

〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

電話 047-334-1111 (代表)